令和4年福島県沖を震源とする地震の見舞金・支援金等について

令和4年福島県沖を震源とする地震の被害に遭われましたことに対し、心からお見舞 い申し上げます。

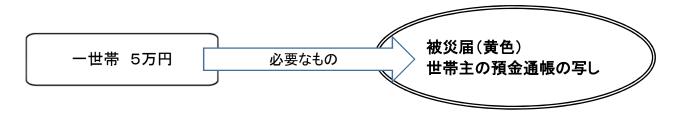
地震により住宅に被害を受けた場合、下記1から4の支援金等の支給を受けられます。

- 1から3は申請が必要です。申請はどちらも世帯主の方が行ってください。
- 4は申請の必要はありません。
- 5に該当する場合は世帯主の方が申請してください。
 - ※災害時の住民票の登録が市外の方は、災害当時の住民票及び本市に居住していたこと を確認できる書類(災害当時の公共料金の領収書など)を添付のうえ申請してください。

世帯主の申請が必要なもの

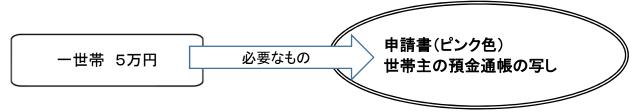
1 市災害見舞金

見舞金を支給することにより、被災者の自立助長と援護を図ることを目的とした制度です。



2 市被災者特別支援金

被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されない世帯(中規模半壊・半壊世帯)に、生活再建 の一助となることを目的とした市独自の制度です。



※注意事項

特別支援金を受給した後、やむを得ない事由により被災した住家を解体し、被災者生活再建 支援金を申請される場合には、特別支援金5万円は、市へ返還していただくことになります。

※1から2の必要書類は上記のとおりですが、場合によってはその他にも書類の提出をお願いすることがあります。

【裏面へつづく】

3 県義援金(申請書は被災届と同用紙)

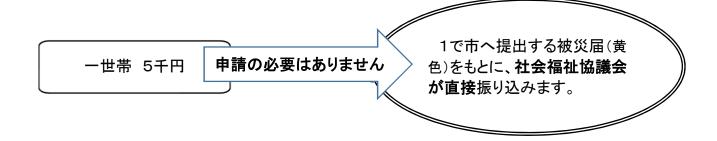
被災により生活の基盤である住居に被害を受けた方に、県・市に寄せられた義援金を配分します。

_	県義援金	
配分額	32,300円	

世帯主の申請がいらないもの

4 市社会福祉協議会災害見舞金

社会福祉協議会の住民相互の助け合いの趣旨に基づき、見舞金を支給するものです。



該当する場合は世帯主の方が申請してください

5 やむを得ず解体した場合:被災者生活再建支援金

下記のいずれかに該当し、やむを得ず住宅を解体した方は、全壊世帯と同等の支援が受けられます。

- 被災した住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。
- ・被災した住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。
- その他これらに準ずるやむを得ない事由により、解体に至った世帯

【解体した場合の支給金額】

	区分		複数世帯	単身世帯	
	基礎支援金		100万円	75万円	
加算支援	加算支援金	建設·購入	200万円	150万円	
		補修	100万円	75万円	
		賃借(公営住宅除く)	50万円	37万5千円	

※詳しくは市社会福祉課へお問い合わせください。